

○領事関係に関するウィーン条約の発効に伴う警察措置について（概要）

（昭和59年福岡県警察本部内訓第7号）

この内訓は、領事関係に関するウィーン条約が発行されることに伴い、職務の遂行に当たり、必要な事項を定めるものである。

主な内容は、

- 条約締結の趣旨
- ウィーン条約と個別条約の適用関係
- 特権及び免除の概要
- 領事機関に対する通報等

などの項目からなっている。